

さいたま市西部環境センター
焼却灰運搬（寄居町）業務

仕 様 書

令和 8 年度

さいたま市

仕 様 書

- 1 件 名 さいたま市西部環境センター焼却灰運搬（寄居町）業務
- 2 履行場所 履行場所 さいたま市西区宝来５２－１
 名 称 さいたま市西部環境センター
 搬入施設
 名 称 ツネイシカムテックス株式会社
 所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山２５０番地１
- 3 履行期間 令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
- 4 委託概要 本業務は西部環境センターから排出される焼却灰をツネイシカム
 テックス株式会社 埼玉工場へ運搬する業務である。
- 5 委託予定数量 「１，４００ｔ」以内「ｔ当り単価契約」とする。
 なお、搬出量が予定数量に達しない場合には、契約期間の
 満了をもって打ち切りとする。
- 6 一般事項
 - （１）業務遂行上必要な事項は、別に業務委託特記仕様書に定めるものとする。
 - （２）受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
 - （３）受託者は、各業務上緊急に必要と認められるとき（災害、火災、停電、断水）は臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告する。
 - （４）受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
 このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
 - （５）受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
 - （６）受託者は、委託者への作業日等の連絡は、十分余裕をもって行い、危害発生の防止を図るとともに、当該作業に係わる設備の概要、状態等を十分把握する。
 - （７）受託者は、上記（１）から（６）の他、次の業務を行う。
 - １） 他の委託業者や施設関係者との連絡調整
 - ２） 業務履行確認検査の立会い及びその準備
 - （８）受託者は、上記（１）から（７）の他、委託者の依頼に基づく業務については協議による。
 - （９）本仕様書及び業務委託特記仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項、また、軽微な変更など業務遂行上当然に必要な事項については、業務履行の範囲に含まれる。
 なお、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決める。

7 提出書類

受託者は、契約締結後本委託に関する次の（１）から（１１）までの書類を委託者に提出する。書類の内容については、事前に委託者と協議する。

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| （１）着手届 | （２）現場責任者通知書 |
| （３）委託完了報告書 | （４）委託業務実施報告書 |
| （５）情報資産取扱担当者等 | （６）情報セキュリティ体制 |
| （７）緊急連絡先 | （８）教育実施報告書 |
| （９）使用車両一覧表及び選任運転手名簿 | |
| （１０）車検証の写し（県ディーゼル車規制適合車を使用であること） | |
| （１１）その他市担当者が指示するもの | |

業 務 委 託 特 記 仕 様 書

本業務委託特記仕様書は、さいたま市西部環境センター焼却灰運搬（寄居町）業務の適正を期するため、委託業務に必要な事項を定めるものである。

委託業務明細

（目的）

第1条 本仕様書は、さいたま市西部環境センターから排出される一般廃棄物処理残渣（焼却灰）をツネイシカムテックス株式会社埼玉工場まで運搬する業務を円滑かつ適正に実施するため、その業務仕様を定めることを目的とする。

（業務の履行）

第2条 受託者は、業務委託を適正に実施するため、本仕様書、契約書及び廃棄物処理及び清掃に関する法律、並びにその他関係法令に基づき、委託者の指示に従い、能率良く適正に業務を実施しなければならない。

また、ツネイシカムテックス株式会社埼玉工場については事前に搬入に伴う運転手教育を受け、施設においても安全で円滑な業務の履行に努めなければならない。

（休日及び業務時間）

第3条 休日及び業務時間は次の各号のとおりとする。ただし、委託者の指定する場合はこの限りではない。

- 一 休日は日曜日とする。（ただし、1月1日、2日、3日は原則として休みとする。また、土曜日の運搬業務が発生した場合には別途協議とする。）
- 二 積み込み業務を実施すべき時間は、西部環境センターの就業時間内とし、委託者の指示により実施すること。ただし、早朝などに積み込み業務が発生する場合は別途協議とする。

（提出書類）

第4条 受託者は、業務開始日までに、次の各号の書類を1部提出し、承認を受けなければならない。

- 一 提出書類
仕様書「7 提出書類」に記載されている書類とする。
- 二 委託者は、前項のもので業務上不適合と認めるときは、承認を取り消すことができる。また、代行者、代行車両については、新たに承認を受け業務に従事させなければならない。

(業務実施事項)

第5条 業務実施事項は、次の各号のとおりとする。

一 焼却灰の積み込み業務

- (1) 受託者は焼却灰の運搬車両（車高約 3.3m以下の 10 t ダンプ等）を用意し、西部環境センター場内の指定場所にて、委託者もしくは、委託者が指定した業者がクレーンを運転し運搬車両に積み込みを行う。
- (2) 受託者は運搬車両の荷台をシートで覆う等、飛散防止を行う。また、積み込み作業での散乱した残渣は清掃し、常に清潔を保持する。係員の指示に従い計量して搬出する。
- (3) 重量は、西部環境センターで計量した搬出重量を報告数量とする。

二 ツネイシカムテックス株式会社埼玉工場までの運搬業務

- (1) ツネイシカムテックス株式会社埼玉工場への運搬にあたっては、法令遵守、飛散防止、騒音および振動等の公害防止に努めるとともに、常に清潔、安全を保持し、通過住民に被害を及ぼさないように努める。
- (2) ツネイシカムテックス株式会社埼玉工場内では、ツネイシカムテックス株式会社埼玉工場の指示に従い定められた場所で定められた方法により行うこと。

三 その他

- (1) 西部環境センターの稼動状況に応じて、前日までの連絡に応じられる配車体制とし、指定日・指定数量を運搬する。
運搬量は、日量最小で9 t から、最大で60 t とする。
- (2) 搬出時、他の搬出車両もあるので注意すること。
- (3) 施設の機能に支障をきたす行為をしないこと。
- (4) 構内での車両の走行は、他の車両に十分注意をし、常に徐行で走行すること。
- (5) その他、委託者の指示した事項に違反しないこと。

四 その他の留意事項

運搬中、通過地域周辺住民に迷惑を及ぼさぬよう細心の注意を払うこと。また苦情が発生しないよう十分注意し、万一発生した場合は受託者の責任において必要な対応、措置を行うとともに、直ちに委託者に報告すること。

(完了報告及び検査)

第6条 受託者は、業務を完了したとき、委託者の指定する業務完了報告書、その他報告書を、次の方法により速やかに提出しなければならない。

- 一 業務完了報告書は、月ごとに集計し遅滞なく委託者に提出すること。
- 二 委託者は、業務完了報告書に基づき、業務履行確認検査を実施する、その為受託者は、業務履行確認検査の立会い及びその準備をする。
- 三 受託者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該業務の補正を実施し、委託者に補正完了の報告を行い、再検査を受けなければならない。
- 四 その他報告書は、委託者が指定する日とする。

(委託料の支払い)

第7条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対し、前条に規定する実績量に対し契約単価（消費税および地方消費税込）を乗じて得た金額を請求するものとする。

- 一 委託者は、前項の支払請求があったときは、その日から、30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 二 実施数量が予定数量に達しない場合があっても、契約期間の満了をもって終了とする。

(業務従事者の服装等)

第8条 受託者は、業務実施にあたり、業務従事者に対し常に安全で清潔な服装を着用させること。また、他のものに不快の念を与えないよう十分注意すること。

(立ち入りの制限)

第9条 受託者は、西部環境センターの所定の場所以外に、委託者の許可なくして立ち入ってはならない。

(緊急時の対応)

第10条 受託者は、業務実施中における重大事故等の緊急事態発生に備え、事前に連絡体制を整え、応急措置に対する準備をしておかななければならない。

(賠償責任)

第11条 受託者は、業務上誤って施設等に損害を与えたときは、賠償の責を負う。この場合、遅滞なく委託者に報告し、その指示に従い原状に復するものとする。

(雑則)

第12条 本仕様書に疑義が生じたとき、また、本仕様書に明記されていない事項については、委託者・受託者が良識ある判断のもとに協議して、定めるものとする。ただし、それに要する費用は受託者の負担とする。